

| | | | |
|---|------------------|-----|---------------|
| 判決年月日 | 平成29年7月26日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第3部 |
| 事件番号 | 平成28年(行ケ)第10038号 | | |
| ○ 名称を「ネマチック液晶組成物及びこれを用いた液晶表示素子」とする発明について、新規性欠如又は進歩性欠如により無効とした審決が取り消された事例。 | | | |

(関連条文) 特許法29条1項3号, 2項

(関連する権利番号等) 特許第5234227号, 無効2014-800152号

判決要旨

1 事案の概要等

原告は、標記発明(本件発明)に係る特許の特許権者である。被告の無効審判請求に対し、特許庁は、本件発明は、引用発明(甲1記載の発明)と同一であるか、同発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとして無効審決をしたため、原告が提訴した。

原告は、取消事由として、一致点の認定の誤り(相違点の看過)、相違点の判断の誤りなどを主張した。

なお、本件発明は、液晶組成物について、含有成分の種類や量、各種物性値等を規定した発明である。

2 裁判所の判断

審決は、本件発明の「第二成分として、…一般式(II-1)及び(II-2)…(式は省略)…で表される化合物群から選ばれる1種又は2種以上の化合物を含有し、その含有量が20から80重量%であり」との構成に関し、引用発明における「第一成分として式(1-1)及び式(1-2)…(式は省略)…で表される化合物の群から選択された少なくとも1つの化合物」が、本件発明における「第二成分として、…一般式(II-1)…で表される化合物群から選ばれる1種又は2種以上の化合物」を包含すること、及び引用発明における「第二成分として式(2-1)…(式は省略)…で表される化合物の群から選択された少なくとも1つの化合物」が、本件発明における「第二成分として、…一般式…(II-2)…で表される化合物群から選ばれる1種又は2種以上の化合物」を包含することを認定した上で、引用発明において、第一成分の重量が「5重量%から60重量%」であり、第二成分の重量が「5重量%から40重量%」であることは、第一成分と第二成分の総和としての重量が「10重量%から100重量%」であることを意味するから、本件発明と引用発明は、「一般式(II-1)及び(II-2)…で表される化合物群から選ばれる1種又は2種以上の化合物を含有し、その含有量が20から80質量%であり」との点において一致する旨認定した。

これに対し、本判決は、引用発明における「式(1-1)及び式(1-2)で表される化合物」と本件発明における「一般式(II-1)で表される化合物」及び引用発明における

「式（２－１）で表される化合物」と本件発明における「一般式（ⅠⅠ－２）で表される化合物」とをそれぞれ対比すると、両者の関係は、いずれも、審決がいうように前者の化合物が後者の化合物を包含するという関係にあるものではなく、前者の化合物の一部と後者の化合物の一部が一致するという関係にあるものにすぎないから、引用発明が「式（１－１）及び式（１－２）で表される化合物の群から選択された少なくとも１つの化合物」及び「式（２－１）で表される化合物の群から選択された少なくとも１つの化合物」を含有することをもって、本件発明における「一般式（ⅠⅠ－１）及び（ⅠⅠ－２）…で表される化合物群から選ばれる１種又は２種以上の化合物を含有」することと一致するということとはできないと判断した。

さらに、本判決は、仮に、引用発明における「式（１－１）及び式（１－２）で表される化合物の群から選択された少なくとも１つの化合物」（以下「化合物（１－１，２）」という。）が、本件発明における「一般式（ⅠⅠ－１）で表される化合物群から選ばれる１種又は２種以上の化合物」に対応し、引用発明における「式（２－１）で表される化合物の群から選択された少なくとも１つの化合物」（以下「化合物（２－１）」という。）が、本件発明における「一般式（ⅠⅠ－２）で表される化合物群から選ばれる１種又は２種以上の化合物」に対応するものであることを前提としても、甲１では、①「化合物（１－１，２）」に係る「第一成分」と「化合物（２－１）」に係る「第二成分」とが、別々の成分として規定され、それを前提に、液晶組成物の全重量に基づくそれぞれの含有割合が個別に規定されていること、②両化合物は、成分化合物としての主要な特性のうち、上限温度、光学異方性及び誘電率異方性において差異があるものとされ、成分化合物を組成物に混合したときに、当該成分化合物が組成物の特性に及ぼす影響についても、差異があるものとされていることなどからすると、甲１の記載に接した当業者は、引用発明の液晶組成物において、化合物（１－１，２）を、液晶組成物の全重量に基づいて「５重量％から６０重量％」の範囲で含有されるべき一つの成分として認識し、また、化合物（２－１）を、液晶組成物の全重量に基づいて「５重量％から４０重量％」の範囲で含有されるべき別の成分として認識するのであって、これらの各成分を合わせた含有量を特定の範囲のものとすることを認識するとはいえず、引用発明における化合物（１－１，２）及び化合物（２－１）の総和としての重量が、上記「５重量％から６０重量％」及び「５重量％から４０重量％」の上限と下限を単純に加算した「１０重量％から１００重量％」であることが理解できるものではないから、このような理解が可能であることを前提とする審決の上記一致点の認定は誤りであると判断した。

そして、本判決は、審決は、本件発明と引用発明の一致点の認定を誤り、これに対応する相違点を看過したものであり、この点は、審決の結論に影響を及ぼすものであるとして、審決を取り消した。